

内閣府経済社会総合研究所 任期付研究員の募集について

内閣府経済社会総合研究所では、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号（以下「任期付研究員法」という。））に基づき、以下の官職の募集を行います。

1. 採用予定官職

内閣府事務官（経済社会総合研究所研究官）

2. 職務内容

経済社会総合研究所（以下「研究所」という。）は、内閣府のシンクタンクとして、国民経済計算や景気統計の作成・公表、政策の裏付けとなる理論的・実証的研究、政策の企画立案を担う人材の育成・研修、研究交流等に取り組んでいます。

研究所では、我が国の経済社会や政策上の課題を踏まえて研究テーマを設定し、内閣府の政策の企画・立案に資する複数の研究プロジェクトを実施しています。研究に当たっては、経済理論や計量経済学に基づき、各種統計やマイクロデータ等を用いた分析を行っています。

今回募集する職員は、研究所が実施する研究プロジェクトのうち、主として経済社会の構造変化と経済主体の行動に関する理論的・実証的研究に参画していただきます。人口構造、物価・所得環境、技術、制度その他の経済社会環境の変化が、個人、家計、企業等の期待形成、意思決定及び経済行動に及ぼす影響並びにこれらの行動が経済社会全体に及ぼす影響について研究を行っていただきます。

具体的には、研究計画の策定、データの収集・整備、理論分析及び計量分析、研究成果の取りまとめ並びに報告書・論文等の執筆を担当していただきます。また、研究プロジェクトの進行管理、所内外の研究者及び関係部局との連絡調整、研究会等の企画・運営を行っていただきます。研究成果は、研究所のディスカッション・ペーパー、研究報告書、研究会、学会等を通じて公表します。

このほか、研究官室に所属する研究官として、自らの専門性を生かした研究を行うとともに、研究所が実施する他の研究プロジェクトや研究交流に携わり、内閣府の政策の企画・立案に資する研究業務に貢献することが求められます。

3. 募集人員

若干名

4. 募集対象

大学院博士課程修了者及びこれに相当する者で、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められるもので、以下①、②に掲げる要件を満たすこと。

- ① ミクロ及びマクロ経済学、計量経済学の基本的知識を有し、それらの分野、ないし財政、社会保障、金融、労働、教育等に関連する分野でのデータを用いた実証研究に取り組んだ経験があること。
- ② コンピュータを用いたデータ処理、特に大規模データに対応可能なソフトウェアおよびプログラミング等に関する基本的知識及び経験を有すること。

なお、以下に該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法(昭和 22 年法律第 120 号)第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

- ・ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

5. 採用形態

「任期付研究員法」に基づき、常勤の国家公務員として採用します。

6. 給与

「任期付研究員法」又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号)に基づき支給します。

7. 身分

国家公務員

8. 雇用期間

令和 9 年 4 月 1 日(予定) から令和 12 年 3 月 31 日まで

9. 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分(昼休み 1 時間を含む。土、日、祝日、年末・年始(12月29日～1月3日)は除く。必要に応じて超過勤務あり。)

年次休暇20日(年途中で新たに職員となった場合には、在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可。)、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10. 勤務地

内閣府経済社会総合研究所(東京都千代田区永田町 1-6-1)

11. 応募方法

(1) 提出書類

ア. 履歴書(市販の用紙で可、写真添付)

(高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。

(例:平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 (株)〇〇社〇〇部〇〇課勤務等))

イ. 志望理由(A4 横書き 2000 字以内)

ウ. 研究経歴書(これまでに研究業務に従事した経験があれば、その内容を具体的に記述したもの、A4 横書き)

エ. 研究業績(論文・学会報告等、A4 横書き)

※応募書類は返却いたしません(責任廃棄)。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府経済社会総合研究所総務部総務課

(4) 提出締切り 令和8年10月30日(金) 必着

※応募書類の提出に応じ、締切り前であっても随時面接を行わせていただきます。

12. 選考方法

1 次選考：書類審査

2 次選考：面接

書類審査(1 次選考)の後、面接(2 次選考)を行なうこととなった方のみ、

2 次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

13. 連絡先

内閣府経済社会総合研究所総務部総務課 福山(ふくやま)

電話 03-5253-2111(代表)(内線 32712)

14. その他

(1) 応募の秘密については厳守いたします。

(2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります(休職は不可)。

(3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。

(4) マイナンバーカードを身分証として使用するため、採用後は、同カードが必要となります(応募時にカードは必要ありません)。